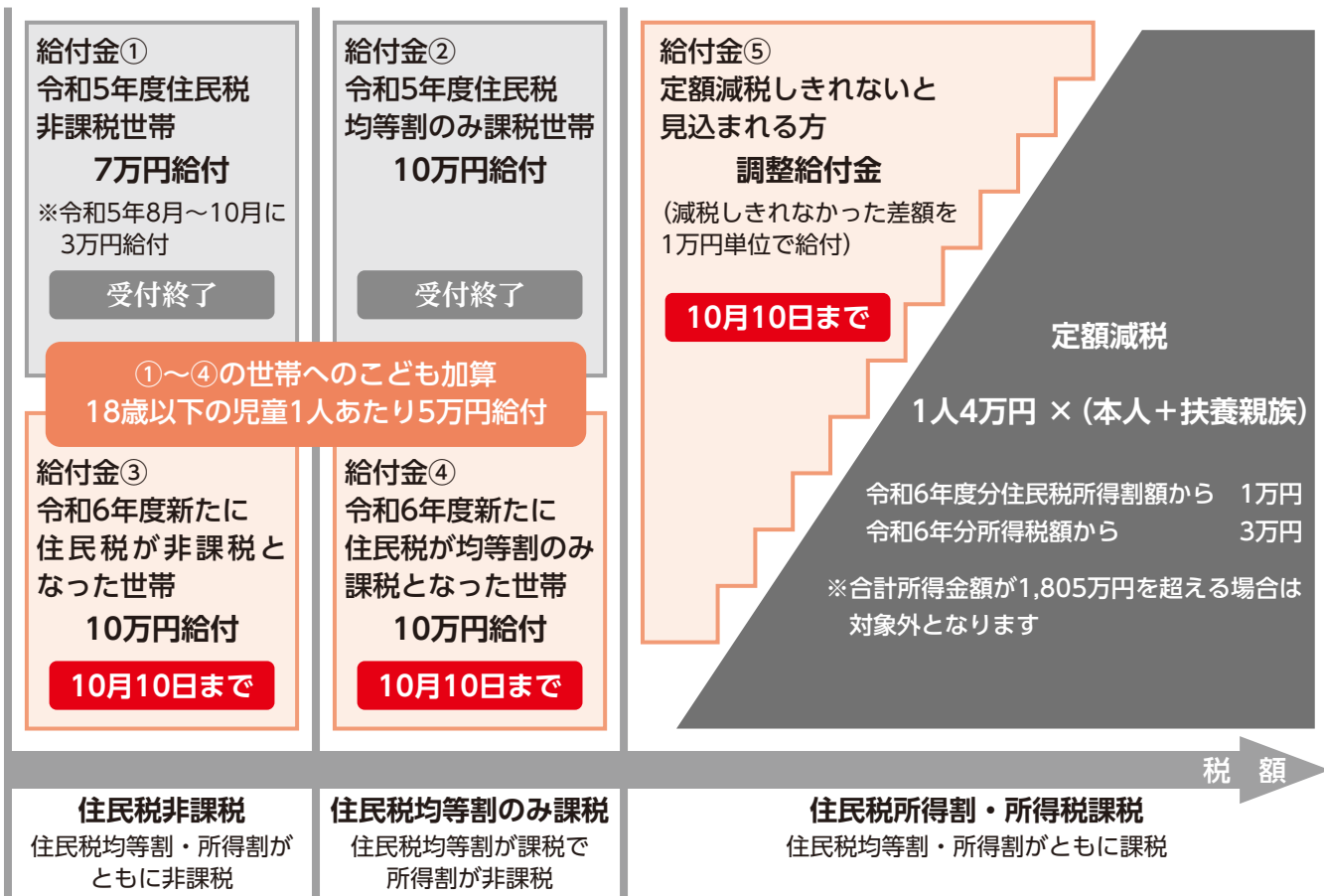


「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」に基づく給付金

国の総合経済対策における物価高への支援の一環である「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」に基づき、市では各種給付や住民税の定額減税を実施しています。この一体措置全体の概要と、現在、実施している令和6年度の給付金の支給対象について確認ができるフローチャートについてお知らせします。

「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の概要



令和5年度の住民税額に基づき支給される給付金

給付金① 令和5年度住民税非課税世帯(7万円/世帯)
給付金② 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(10万円/世帯)
給付金①と給付金②の対象世帯に対するこども加算(5万円/児童)

済

申請の受付は
終了しています

令和6年度の住民税額に基づき支給される給付金

給付金③ 令和6年度新たに住民税が非課税となった世帯(10万円/世帯)
給付金④ 令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯(10万円/世帯)
給付金③と給付金④の対象世帯に対するこども加算(5万円/児童)
※給付金①と給付金②の対象世帯は対象外です

対象の世帯へは7
月下旬に確認書を
郵送しました
申請期限
10月10日(木)

令和6年度の定額減税に基づき支給される給付金

給付金⑤ 調整給付金(減税見込額との差額を1万円単位で切り上げた額)
定額減税可能額が令和6年度分住民税所得割額または令和6年分所得税額を上回る方(定額減税しきれないと見込まれる方)が対象となります

対象の方へは8月
上旬に確認書を郵
送します
申請期限
10月10日(木)